

(3) 上勝町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に定める上勝町次世代育成支援対策行動計画（以下「上勝町行動計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を審議するため、上勝町次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、上勝町行動計画の策定について審議し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 事業主

(2) 子育てに関する活動を行う団体

(3) 保健・福祉関係者

(4) 教育関係者

(5) 行政関係者

(6) その他学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は協議会を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し議長となる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。